



平成 28 年 11 月 17 日

各 位

会社名 扶桑電通株式会社
代表者名 代表取締役社長
児玉 栄次
(コード：7505、東証第二部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長
有富 英治
(TEL. 03-3544-7211)

単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年12月20日開催予定の第71期定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社といたしましては、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成29年4月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成28年12月20日開催予定の第71期定時株主総会において、本単元株式数変更および発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案ならびに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を行うものであります。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成29年4月1日をもって、同年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について10株を1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年9月30日現在）	17,402,456株
併合により減少する株式数	15,662,211株
株式併合後の発行済株式総数	1,740,245株

④ 併合により減少する株主数

平成28年9月30日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,261名（100.00%）	17,402,456株（100.00%）
10株未満	156名（12.37%）	307株（0.00%）
10株以上	1,105名（87.63%）	17,402,149株（100.00%）

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 効力発生における発行可能株式総数

本株式併合による発行可能株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年4月1日をもって、発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	60,000,000株
変更後の発行可能株式総数	6,000,000株

(5) 併合の条件

平成28年12月20日開催予定の第71期定時株主総会において、本株式併合に関する議案および単元株式数の変更並びに発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 日程

取締役会決議日	平成28年11月17日（木）
定時株主総会決議日（予定）	平成28年12月20日（火）
単元株式数の変更の効力発生日（予定）	平成29年4月1日（土）
株式併合の効力発生日（予定）	平成29年4月1日（土）
発行可能株式総数の変更の効力発生日（予定）	平成29年4月1日（土）

（ご参考）上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年4月1日ですが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年3月29日となります。

4. 定款一部変更について

本日、別途開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

添付資料

（ご参考）単元株式数の変更および株式併合についてのQ & A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年3月31日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成29年4月1日）前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決件数	ご所有株式数	議決件数	端数株式
例①	1,000株	1個	100株	1個	なし
例②	1,100株	1個	110株	1個	なし
例③	486株	なし	48株	なし	0.6株
例④	2株	なし	なし	なし	0.2株

- ・例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例②に該当する株主様は、特段のお手続きはございませんが、例②例③に発生する単元未満株式（例②は10株、例③は48株）につきましてはご希望により「単元未満株式の買取り」および「単元未満株の買増し」（但し、定款一部変更に関する議案が承認されることを条件とします。）の手続きがご利用できます。
- ・例③、例④に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を株主様の端数に応じて、平成29年5月中旬頃お支払いすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」および「単元未満株式の買増制度」（但し、定款一部変更に関する議案が承認されることを条件といたします。）をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きに関しましては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

- ・株式併合の効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記例④のような場合）は、端数株式として処分させていただくこととなります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなりますので、株主としての地位を失うこととなります。
深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜りたいと存じます。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A 5. 株式併合の前後で会社の資産や資本の変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。
ご所有株式数は併合前の10分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなるのでしょうか。

- A 6. ご所有株数は10分の1となりますが、1株当たりの配当金を10倍とする予定であるため、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

- A 7. 次のように予定しております。
- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 平成28年12月20日（火） | 定時株主総会決議日 |
| 平成29年3月28日（火） | 1,000株単位での売買最終日 |
| 平成29年3月29日（水） | 100株単位での売買開始日 |
| 平成29年4月1日（土） | 単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数の変更の効力発生日 |
| 平成29年4月下旬 | 株式割当通知の発送 |
| 平成29年5月中旬 | 端数株式相当分の処分代金のお支払い |

Q 8. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

- A 8. 株主様にお願いする特段の手続きはございません。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関しましてご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

※当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）

以上